

衛星を活用した森林変化情報提供サービス業務仕様書

1 業務の内容

本仕様書は岡山県（以下「甲」という。）が利用する衛星を活用した森林変化情報提供サービス業務に適用する。

本仕様書による業務内容は以下のとおりとする。

(1) AI 判読モデルの調整

新たに本業務を実施する場合は、過年度成果を参考に岡山県の特徴量を考慮した AI 判読モデルとなるように調整を行う。

1) 衛星画像の目視判読

森林分野の技術者による衛星画像の目視判読を行い、教師データを作成する。なお、判読対象は伐採跡地（主に皆伐）、再造林地、ソーラーパネルとする。

2) AI 判読精度の検証

新たに本業務を実施する場合は、新規 AI 判読モデルによる判読精度と、過年度 AI 判読モデルによる判読精度を比較検証し、再現率と適合率に関するレポートを作成する。

再現率及び適合率が 80%を満たない結果については、AI 判読モデルの調整及び教師データを再度、作成して検証を続けるものとし、検証に係る費用等は本業務内にて行うものとする。

(2) 森林変化情報等の提供

森林変化情報は、1 年単位の変化情報と、衛星画像撮影単位の変化情報と 2 種類の変化を提供するものとする。なお、利用期間中の継続的な情報提供を可能とするため、提供方法はインターネット回線を利用した web サイトによるものとする。

1) 提供範囲および提供回数

①提供範囲

森林変化情報：岡山県内の森林域（484,357 ha、民有林および国有林）。

衛星画像：岡山県全域（711,447 ha、森林外も含む）

②提供回数

年 2 回以上の森林変化検出を行うこと。

2) 提供する情報

①AI 判読結果の提供

AI 判読結果は、利用期間前の衛星画像（空間分解能 1.5m 相当）と、利用期間中に新規撮影され、かつ雲量等の少ない状態の良い衛星画像（空間分解能 1.5m 相当）の 2 種類を判読したもの。提供形式は shape ファイル形式とする。

②変化抽出フラグ

1 年単位の変化、および撮影単位の変化について、新旧画像の変化抽出結果を①判読結果の新しい方の属性値に付与する。抽出する判読結果種別は、皆伐跡地、再造林地、ソーラーパネルとする。なお、ソーラーパネルは 1 年単位の変化のみの抽出とする。

③その他

(ア) 法務局登記所備付地図データ

上記までに記載した各種データと重畳する形で、法務局登記所備付地図データを表示する。表示するデータは、G 空間情報センターを介して一般公開されている契約時点最新版のものとし、契約以降更新されたものは随時提供するものとする。

3) web サイトの利用

①ユーザアカウント設定および管理

森林変化情報提供サイトを利用するための ID 及びパスワードは 5 月末までに発行するものとする。

なお、利用者は岡山県庁職員（林務担当）とし、ID 登録件数の 1 回当たり上限は 30 とする。

②web サイト機能

Web サイトは以下の機能を有するものとする。

- ・ AI 判読結果の検索・閲覧・ダウンロード
- ・ 森林変化情報のリスト表示：AI 判読結果と変化抽出結果の一覧表示
- ・ 衛星画像の閲覧：衛星画像および、利用期間中に新規撮影された状態の良い衛星画像
- ・ 画面操作および表示切替：移動、拡大、縮小、ハイライト表示、詳細表示、画面表示情報の切り替え
- ・ モニタリングポイントの登録・削除：継続的に変化を捕捉・監視したい場所の登録（別途用意した Shape ファイルの登録）

③利用環境

Web サイトは以下の条件で利用できるものとする。

- ・ 接続回線：インターネット
- ・ ブラウザ：GoogleChrome または MicrosoftEdge

(3) 衛星画像の閲覧

web サイトにて、岡山県全域の衛星画像（空間分解能 1.5m 相当）、および新規撮像された衛星画像（空間分解能 1.5m 相当）を閲覧可能とする。なお、利用開始当初は、2 年度分（令和 6（2024）年度整備、令和 7（2025）年度整備）の衛星画像が閲覧でき、その後、新規撮影分（令和 8（2026）年度整備）を追加し閲覧できるようにする。

令和 8（2026）年度分が閲覧可能となった時点で、令和 6（2024）年度分は閲覧不可とする。

2 業務の期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

3 森林変化情報の利用

(1) shape ファイル

森林変化情報（shape ファイル）は専用サイトよりダウンロード可能とする。

(2) 衛星画像の二次利用

専用サイトのプリントスクリーンやブラウザ機能を利用した印刷は、岡山県庁職員内でのみ可能とし、第三者への配布はできないものとする。

4 打合せ協議

打合せ協議は、Web 会議システムにより遠隔実施するものとし、作業着手時、納品時の 2 回を基本とするが、必要に応じて随時行うものとする。

また、岡山県内の営業所等に勤務する職員が直接対面協議できる体制も構築すること。

5 業務完了困難時の措置

乙は、乙が被災した場合や、衛星の観測運用停止等により、衛星画像提供が甲の必要な際に全くできない状態が生じた場合は、代替策の検討を含めて甲乙間で協議の場を設けること。